

## 法令等遵守基本方針

### 1. 当組合のコンプライアンスの基本方針

- (1) 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、常に健全経営に徹することにより、地域の中小零細企業者及び勤労者並びに組合員の方々からの信頼・信用を確保する。
- (2) 当組合は、法令、諸規則、諸規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
- (3) 当組合は、その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- (4) 当組合は、職員の人格、個性を尊重するとともに、安全且つ快適な環境を確保する。
- (5) 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- (6) 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

### 2. 当組合のコンプライアンス態勢

#### (1) 理事、理事会、監事

- ① 理事長は、あらゆる機会を捉えてコンプライアンスの重要性について全役職員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提とすることを確認する。
- ② 理事会は、コンプライアンス態勢の構築・整備のための基本的事項を定めた法令等遵守規程を策定するとともに、コンプライアンスに関する重要事項を審議して、コンプライアンス態勢を構築・整備する。
- ③ 常勤役員会は、執行機関として実効性あるコンプライアンス態勢の環境整備と充実・強化に努める。
- ④ コンプライアンス担当理事は、理事会及び常勤役員会(以下「理事会等」という。)の決議に基づき、コンプライアンス統括部署である事務部に対する指揮・命令を通じて、当組合のコンプライアンス態勢を整備及び充実・強化にあたる。

- ⑤ 監事は、理事会等に付議されたコンプライアンスに関する議決事項・報告事項について必要に応じて意見を述べ、また、コンプライアンス統括部署としての事務部、内部監査部門等からの報告を受け、当組合のコンプライアンス態勢を監視する。

#### (2) コンプライアンス統括部署としての事務部

- ① 事務部を当組合におけるコンプライアンス推進の統括部署とする。
- ② コンプライアンス統括部としての事務部は、各部署と連携しつつ、当組合全体のコンプライアンスに関する事項を一元的に管理・統括して、コンプライアンス態勢の充実・強化にあたる。
- ③ コンプライアンス統括部としての事務部は、事業年度ごとのコンプライアンスの実践計画を定める「コンプライアンス・プログラム」を策定して、理事会の議決を経た上で、これを実施する。
- ④ コンプライアンス統括部としての事務部は、コンプライアンスに係る具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を策定して、理事会の承認を経た上で、コンプライアンス研修等を通じて、これを全役職員に周知させる。

#### (3) コンプライアンス責任者

- ① 当組合は、部店ごとにコンプライアンス責任者を配置する。
- ② コンプライアンス責任者は、所属部室店におけるコンプライアンス態勢の推進、コンプライアンス違反の掌握等について責任を有する。
- ③ コンプライアンス責任者は、研修や勉強会等によりコンプライアンス・マニュアル等の内容を所属部室店の職員に周知させる。
- ④ コンプライアンス責任者は、所属部店におけるコンプライアンス違反又はそのおそれのある事実について、コンプライアンス統括部である事務部に報告するものとする。
- ⑤ コンプライアンス責任者は、適宜コンプライアンス担当者を配置することにより、部店のコンプライアンス風土の醸成や実効性の確保に努める。

#### (4) コンプライアンス相談窓口

- ① 本組合は、コンプライアンス統括部署である事務部内に、コンプライアンス相談窓口を設置する。
- ② 職員が、コンプライアンス違反又はそのおそれのある事実をコンプライアンス責任者に報告することが困難な事情がある場合、コンプライアンス相談窓口にてこれを申告することができる。